最終更新日：2015年6月30日

株式会社 テスク
代表取締役社長 梅 田　源
問合せ先：管理部　052-651-2131
証券コード：4349
http://www.kktisc.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

競争力強化及び企業価値増大の観点から、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実を重要課題としております。平成27年6月24日開催の第41期定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営の監督とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに透明性及び機動性の高い経営に向けて努力してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
梅田　渉	604,000	17.25
テスク従業員持株会	530,140	15.14
株式会社トーカン	243,000	6.94
梅田　源	220,000	6.28
JBCCホールディングス株式会社	150,000	4.28
株式会社名古屋銀行	140,000	4.00
菊水化学工業株式会社	117,000	3.34
株式会社シーアイエス	80,000	2.28
兵藤　光沖	69,910	1.99
徳倉建設株式会社	67,000	1.91

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山　真次	他の会社の出身者					△			△			
藤橋　武久	他の会社の出身者											
佐々木　和實	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山　真次	○		2008年６月まで、当社主要取引銀行である名古屋銀行において執行役員に就任しておりました。また、その後2012年６月まで、株式会社ナイスにて社長に就任しておりました。2015年３月期において、当社は株式会社ナイスに一部業務の委託をおこなっております。	横山真次氏は、金融機関での長年の経験及び企業経営者としての豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役に選任しております。
藤橋　武久	○	○	―――	当社と藤橋武久氏との間において、意思決定に対して影響を与えるような取引関係はないため、独立性は高く、一般株主に対しても利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
佐々木　和實	○		2010年３月まで、株式会社シーアイエスにおいて社長に就任しておりました。2015年３月期において当社は株式会社シーアイエスと取引はございません。	佐々木和實氏は、経営者としての幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施するため、特に監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、適宜情報・意見交換を行い、相互の連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与の支給につきましては、業績を考慮し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等において、当該事業年度における取締役に支払った報酬の合計金額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方	なし

針の有無	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役(監査等委員を含む。)をサポートする専属のものはおりませんが管理部が適宜必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員でない取締役4名と監査等委員である取締役3名を選任しております。監査等委員である取締役は全て社外取締役であります。
(1)取締役会について
取締役会は、定時取締役会を毎月1回、重要案件発生時には随時臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定しております。
(2)監査等委員会について
監査等委員会を構成する監査等委員は、当社の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど、監査等委員以外の取締役の業務執行について適法性及び妥当性監査を行う体制をとっております。
(3)会計監査人について
会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任しており、会計監査、内部統制監査及び適時適切な指導を受けております。
(4)内部監査について
内部監査については、内部監査室を設置し、四半期毎の業務監査及び内部統制監査等の監査を行っており、その結果は、社長、監査等委員会及び管理部に報告しております。
(5)リスク管理体制の整備について
内部監査室の監査により、内部牽制機能の有効性や社内規則の遵守状況等により、リスクの極小化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員会を設置することにより、監査等委員でない取締役の業務執行に対する監視機能が客観的・中立的に行われることが十分に確保できると考えて現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月開催の定時株主総会につきましては、集中日を回避した6月24日（水）に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示資料を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、コンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。
(2)コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)重要なリスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。
(2)内部監査室は各部門の監査を定期的に行い、規程等の順守状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)毎月、定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
(2)全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて業務補助者を置くこととする。
(2)監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査等委員に事前の同意を得るものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会から職務を補助すべき者として配置された使用人等は監査等委員会から指示を受けた業務を執行することとし、取締役はそれに基づく当該使用人等の職務の執行を妨げない。

7. 監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査等委員は、取締役より業務の執行状況や経理の状況などについて報告を受け、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
(2)取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員に報告する。また、報告した者が当該報告を理由として不当な取扱いを受けないように規定するとともに、運用の徹底を図る。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会及び監査等委員は、その職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる。

9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じヒアリングや意見交換を実施する。
(2)監査等委員は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、会計監査人とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たずいかなる取引も行わない。また、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

